

## 中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国の移転価格調査に係る利子税、延滞税について

### 1. 背景

2017年3月に、中国国家税務総局は『特別納税調査調整及び相互協議手続に関する管理弁法』（2017年「6号公告」）を公布しました。6号公告においては、移転価格調査に係る利子税および延滞税に関する規定が新規に追加されました。

### 2. 中国の利子税と延滞税の概要

中国の『税収徴収管理弁法』および同法実施細則の規定により、企業が納税期限までに納税を怠った場合または過少納付の場合、未納税額に対して1日につき0.05%（年利率18.25%）の延滞税が課されます。

一方、移転価格調査により追徴される企業所得税額に対しては、通常の18.25%の延滞税は適用されず、その属する年度の翌年度の6月1日（納税期限）より実際の納付日までの間、中国人民銀行が公布する人民元貸付基準利率に基づく利子税が課されていました《特別納税調整実施弁法（試行）》（国税発〔2009〕2号）。よって、企業が移転価格調査で税務局から課税通知書を受け取った場合、その課税通知書に記載されている納付期限を過ぎても、延滞税が課税されず、課税上の不公平が生じていました。

今回の6号公告は、当該課税の不公平を是正するため、企業が税務機関の発行した課税通知書に記載された納付期限までに納付しない場合、納付期限から実際の納付日までの間に、1日につき0.05%の延滞税を課すものです。

### 3. ケーススタディ

A社は所轄税務局から移転価格の調査を受けました。2011年～2013年にかかる追徴税額は下表の通りです。税務局から受け取った課税通知書に記載されている納付期限は2017年7月1日ですが、企業は資金繰りの関係上、2017年12月31日に納付する見込みです。この場合の利子税と延滞税の計算は下表の通りとなります。

（単位：万人民元）

項目	計算式	2011年度	2012年度	2013年度
未納税額	A	37.5	39.5	40
利子税の計算				
開始日	B	2012/6/1	2013/6/1	2014/6/1
終了日	C	2017/7/1		
期間（日数）	D=C-B+1	1857	1492	1127
利子税税率 <sup>1</sup>	E	7.05%	6.40%	6.40%
利子税税額	F=A*E/365*D	13.45	10.33	7.90
延滞税の計算				
開始日	G	2017/7/2		
終了日	H	2017/12/31		
期間（日数）	I=H-G+1	183		
延滞税税率	J	18.25%		
延滞税税額	K=ΣA*J*I	10.71		

<sup>1</sup> 未納税額が属する年度の末日における中国人民銀行の発表する人民元貸付基準利率を適用します。



# Grant Thornton

An instinct for growth™

上記のように、2017年7月1日までの間は6.4%または7.05%の利率を適用しますが、2017年7月2日より12月31日までの間は1日0.05%（年利率18.25%）を適用することになります。

## お見逃しなく！

中国の延滞税は日本と異なり、1年間の除算期間はありません。また、関連する法令に基づき同期文書と関連する資料を準備しない場合、適用される人民元貸付基準利率に更に5%を加算して、利子税を計算することにご留意ください。